

大野城市国民健康保険一部負担金の減免等の取扱要綱

令和2年8月11日

要綱第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、一部負担金（高額療養費に該当する場合は自己負担額をいう。以下同じ。）の減額及び支払の免除並びに徴収猶予（以下「減免等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく収入の認定の例による収入をいう。
- (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準により算定した額の合計額に、1,155/1,000を乗じて得た額をいう。

(一部負担金の減免等基準)

第3条 市長は、一部負担金の支払義務を負う世帯主（以下「世帯主」という。）又はその世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、その生活が困難となった場合において、必要があると認めるときは、その者に対し一部負担金の減免等を行うことができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 市長は、世帯主が前項各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となった場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し一部負担金の減免等を行うことができる。ただし、収入の減少の認定に当たっては、

次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとする。

(1) 入院療養を受ける被保険者の属する世帯

(2) 世帯主及びその世帯に属するとみなされる者の預貯金の合計が基準生活費の3月分に相当する額以下である世帯

3 前2項の規定にかかわらず、賦課された国民健康保険税を滞納している世帯主は、一部負担金の減免の対象としない。ただし、納税相談による分納等の誓約を履行中である世帯主においてはこの限りでない。

(申請)

第4条 一部負担金の減免等を受けようとする世帯主（以下「申請者」という。）は、大野城市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、その理由を証明することができる書類を添えて、事前に市長に提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至った後、直ちにこれを提出しなければならない。

2 前項ただし書の規定により申請書を提出していない者は、申請書を提出することができない理由が消滅したときは、直ちにこれを提出しなければならない。

3 第1項の証明することができる書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 給与支払証明書（様式第2号）

(2) 収入資産等申告書（様式第3号）

(3) 失業証明書

(4) 医療費見込書

(5) その他申請理由を証明する資料

(審査)

第5条 市は、前条に規定する申請書及び証明書類の提出があったときは、その内容を審査し、必要があるときは、申請者に対して法113条の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は質問することができる。

2 市長は、前項の審査において、当該申請者が非協力的又は消極的であり、事実について確認することができないときは、当該申請者の申請を却下することができるものとする。

(減免の決定)

第6条 市は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を決定す

ることができる。

- (1) 当該世帯の実収入月額が基準生活費の130%以下であって、対象期間内の療養の給付に係る各月の一部負担金から医療費充当可能額を控除した額が正数の場合
当該一部負担金からの対象期間内の療養の給付に係る各月の一部負担金から医療費充当可能額を控除した額の減額
- (2) 当該世帯の実収入月額が基準生活費の130%以下であって、医療費充当可能額が零又は負数の場合 対象期間内の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除
- (3) 次条の規定により一部負担金の徴収猶予を受けた世帯主が、徴収猶予を受けた一部負担金の納付期限の日において生活保護の受給者である場合 納付期限が到来した一部負担金の支払の免除

2 前項第1号に規定する減額は、次の算式により決定するものとする。

- (1) $\text{実収入月額} - \text{基準生活費} = \text{医療費充当可能額}$
- (2) $\text{一部負担金所要見込額} - \text{医療費充当可能額} = \text{一部負担金不足額}$

3 減免の期間は、1月単位の更新制とし、療養に要する期間を考慮し、申請のあった日の属する月を含めて3月以内とする。

4 市は、申請者の療養に要する期間が長期に及ぶときは、当該申請者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当等との連携を図るものとする。

(徴収猶予の決定)

第7条 市は、申請者の世帯の実収入月額が基準生活費の130%を超えるものの、一部負担金所要見込額を合算すると、実収入月額では不足する場合であって、徴収猶予後の一部負担金不足額の納付意思を確認できるときは、当該申請者の一部負担金不足額の徴収猶予を決定することができる。

2 徴収猶予期間は、1月単位の更新制とし、当該申請にかかる疾病又は負傷に対し、申請のあった日の属する月を含めて、療養に要する3月以内の一部負担金所要見込額につき6月を限度とする。

3 既に徴収猶予を受けた世帯主は、その徴収猶予を受けた一部負担金を納付した場合に限り、新たに徴収猶予を受けられるものとする。

4 市は、申請者の療養に要する期間が長期に及ぶときは、当該申請者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当等との連携を図るものとする。

(減免等決定の通知)

第8条 市長は、第4条に規定する申請書を受理した場合において、一部負担金の減免等の可否を決定したときは、申請者に対し一部負担金(減額、免除、徴収猶予)承認(不承認)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(証明書の交付)

第9条 市長は、一部負担金の減免等の決定をしたときは、申請者に対し大野城市国民健康保険一部負担金(減額、免除、徴収猶予)承認証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)を交付するものとする。

2 証明書の交付を受けた者は、保険医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に添えて当該保険医療機関等に提出しなければならない。

(徴収猶予を受けた一部負担金の納付)

第10条 徴収猶予を受けた世帯主は、診療の都度保険医療機関等の窓口に署名押印した納付確約書(様式第6号)を提出し、徴収猶予期間の満了日までに徴収猶予を受けた一部負担金を市に納付するものとする。

(減免等の取消)

第11条 市長は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免等を受けた者がある場合において、これを発見したときは直ちに当該一部負担金の減免等を取り消すものとする。

2 前項の場合において、市長は、被保険者が保険医療機関等において療養の給付を受けた者であるときは、当該保険医療機関等に減免等を取り消した旨及び取消しの年月日を通知するとともに、当該被保険者がその取消しの前日までの間に減免等によりその支払いを免れた額を徴収するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月11日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和2年9月30日までの間における第2条第2号の規定の適用については、同号中「1,155/1,000」とあるのは、「990/870」とする。